

「社会労働運動史研究の45年」から

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

549

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

55

(発行年 / Year)

2004-08-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006722>

「社会労働運動史研究の45年」から

高橋 彦博

- 1 企図せざる「研究回顧」
 - 2 45年前の学生懸賞論文
 - 3 40年前の社民研究会
 - 4 高野岩三郎論に還る
 - 5 大山郁夫論に還る
 - 6 現代史と大学史の接点
- おわりに

1 企図せざる「研究回顧」

他大学・他学部においてもそのようであるが、法政大学社会学部においては、定年退職者は学部学会誌に研究経歴と研究業績を発表することになっている。私は慣行に従って学部紀要の『退職教授記念号』に「研究経歴」と「研究業績リスト」を発表した⁽¹⁾。埃をかぶった古論文を引き出し、黄ばんだスクラップ・ブックのページを繰る仕事は、かつての研究活動のあれこれを思い出させる作業となり、それは、自分史としての「研究回顧」の作業にほかならなかった。

【略歴】

1931年3月 東京・深川に生まれ、早稲田大学、法政大学に学ぶ。
1964年3月 法政大学大学院政治学専攻博士課程修了。
1968年12月 大阪経済大学教員。1972年3月以降、法政大学社会学部教員。
1975年9月 イギリス・シェフィールド大学に留学。翌年8月まで。
1984年4月～1986年3月 法政大学社会学部・学部長。
1985年10月 ドイツ民主共和国フンボルト大学175周年記念式典に法政大学から出席。
1987年7月 日本政治学会理事に選出される。(就任辞退)
1988～1992年 法政大学図書館長。1988年度、私立大学図書館協会常任理事。
2001年3月 法政大学定年退職、名誉教授。
現在、法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員。

この間、横浜国立大学、北海道教育大学、一橋大学社会学部、早稲田大学法学部、早稲田大学現代政治経済研究所、中央大学社会科学研究所、などで非常勤の講師、研究員。

ところで、定年退職に当たって取り組む「研究業績リスト」の作成は、企図せざる「研究回顧」となるとともに、これも企図せざる「自己点検」の作業となっていた。個人の『全集』や『著作集』の企画を持たず、ホーム・ページで個人のデータ・ベースを構築する予定もない私は、学部紀要の数ページに記録された「研究業績リスト」を私の「パッケージ・プログラム」とした。そして、このパッケージに、密かに「社会労働運動史研究の45年」というタイトルを付け、定年退職後の「研究室のない研究活動」の基点をそこに置くことにしたのであるが、このパッケージによって、はからずも私の研究業績の総点数が明らかになり、私としては、自分の研究活動の生産性を点検することになったのである。

退職にあたってまとめた「研究業績リスト」によって、私が一人の研究者として発表してきた著書・論文の総点数が浮上することになった。それは、単行の著作が8点、共編著が8点、論文・論評・時評・書評の類が88点、計104点という貧弱なものであった。学生時代に最初の論文を発表した1956年から数えて大学を定年で退職する2001年までの45年間、私は年2回余のペースでしか学問関連の発言をしてこなかったことになる。ふだん私は饒舌なタイプであったと思うが、研究発表となると、それほど多弁ではなかったことが判明した。

刊行した単行書の多くが既発表論文の集成であったので、作成した「業績リスト」は、著書内容と個別論文との関連で重複があったり省略があったりして不完全なものとなっている。その不完全なデータで、時評・書評の類を除き、純粋に学問的と言える著書、論文の発表点数を数えると、その数は約50であった。私は、かねてから、「研究職にある以上は、最低、一年に一回は学問的な論文なり著作なりを発表すべきである」とする「自己査定」基準を設定していた。このミニマム規準が、平均値をとることによって辛うじてクリアーされているので、卒業単位は取得したという感じである。しかし、学問的水準は問わないことにして量的な意味においてだけ比較するのであるが、それでも私の学問的生産性は、たとえば目の前に並んでいる敬愛する大先学の何種類かの『選集』『著作集』『全集』などに比べると、ただ恥じ入るしかない低水準のものとなっていた⁽²⁾。

「研究室のない研究活動」を開始するにあたって、私は、「研究業績リスト」の作成のほかに、もう一つ別の企図せざる「研究回顧」に取り組まざるをえなかった。法政大学における大学史編纂

【著書】

- ①『無産政党的研究－戦前日本の社会民主主義－』法政大学出版局，1969年。（共著）
- ②『民社党論－その理念と体質』新日本出版社，1972年。
- ③『日本の社会民主主義政党－構造的特質の分析』法政大学出版局，1977年。
- ④『講座・現代資本主義国家』（全4巻，責任編集・第三巻）大月書店，1980年。（共編）
- ⑤『現代政治と社会民主主義－三つの源泉とその実験－』法政大学出版局，1985年。
- ⑥『大山郁夫著作集』（全7巻，解説担当・第6巻）岩波書店，1987～1988年。（共編）
- ⑦『民衆の側の戦争責任』青木書店，1989年。
- ⑧『保守の英知と革新－社会民主主義の新展開－』花伝社，1991年。
- ⑨『左翼知識人の理論責任』窓社，1993年。
- ⑩『日本国憲法体制の形成』青木書店，1997年。
- ⑪『戦間期日本の社会研究センター－大原社研と協調会の分析－』柏書房，2001年。

事業の分担担当が、私にとって定年後の「継続研究課題」の一つとなって残されていたのである。私としては極力、大学史・学部史への自分史の混入を避けたのであるが、「大学史回顧」と「学部史回顧」の継続作業に私個人の「研究回顧」が重なる事態を回避することは困難であった⁽³⁾。

退職して一年が経ち、一連の企図せざる「研究回顧」作業が一区切りついたと思われるところへ頃合いよく出現したのが『大原社会問題研究所雑誌』編集部による同誌《研究回顧シリーズ》への執筆打診であった。それは、本格的な「研究回顧」についての要請であったが、私は、とりあえず応諾した。

法政大学の大学院生となった1960年以降、大阪のある大学の教員となって東京を離れていた4年間も含めて、一人の研究者を自覚していた40年間、そこへの自由な出入りを認めてもらってきた大原社研である。その大原社研から、「この間の研究を回顧する意図ありや否や」と問われれば「もちろん、あります。研究報告をします」と答えざるをえないのが私の立場であった。こうして私の「研究回顧」は退職後1年の時点で第一稿がまとめられ、その後、追記がなされて退職後2年余の時点で脱稿するにいたった。

正直なところ、私は本格的な「研究回顧」をする気にはなっていない。現在も私は「現役」のつもりで仕事をしている。私の「社会労働運動史再構成」の作業は未完である。それで、私には、次のような「研究回顧」とさせていただくことにした。

定年退職後の「研究室のない研究活動」において私が気付いたことがある。それは、いわば樹齢45年の雑木ともいべき私のパッケージ・プログラム「社会労働運動史研究の45年」であったが、その雑木の枯れ枝が、部分的にはあるが、かなり活性化しているのであった。老木が裏山で立ち枯れになるのを見守る心境でいた私としては意外であった。私の目下の研究テーマは、それら、パッケージの外皮を破って飛び出してきた老雑木の枝葉に関連するものとなっている。

以下においては、定年退職後のこの2年余の間に飛び出してきた、そのような枝葉のいくつかを紹介することにしたい。「研究室のない研究活動」の現状報告をもって今日の時点における私の「研究回顧」とさせていただこうというわけである。

-
- (1) 私の著書・論文目録は、研究履歴とともに、法政大学社会学部紀要『社会志林』第47巻第4号、2001年3月、に発表した。
 - (2) 法政大学図書館の業務と法政大学史編纂に関与した関係で、私の研究室には、法政大学の教授であった三木清の『全集』が置かれていた。その三木においては、「時務の論理」に裏付けられた知的営為の展開であったという特性によってもたらされたものであろうが、わずか25年間で途絶させられた研究活動であったにも拘わらず、その研究成果が全19巻の『全集』として残されている。
 - (3) 定年後の継続作業であり、企図せざる「研究回顧」となった大学史編纂の分担作業は、『法政大学の戦後50年』（同編纂委員会刊）所収の「社会学部」「図書館」、および、『法政大学図書館100年史』（同図書館刊）として発表を予定。これらの作業の基礎となったのは、120周年記念『法政大学1980－2000、そのあゆみと展望』（大学史編纂室、2000年）の編纂であった。

2 45年前の学生懸賞論文

教壇に立ったいくつかの大学における私の講義担当科目は、多くの場合、教養科目としての政治学であったが、永年、本務校となった法政大学社会学部における主要担当科目は、専門科目としての社会労働運動史であった。私は自分の専攻を「政治学の立場からする社会労働運動史」と自認していた。研究テーマと講義科目の一致は幸いであった。

研究室を去るにあたって、研究室で最後にまとめた「研究ノート」は、2000年10月に早稲田大学の大隈会館で開かれた「レッド・パーージ反対闘争50周年」記念集会における私の小報告にもとづく一論であった。小報告の何点かのポイントを資料で詳しく裏付けして紹介したものである。この一論が、私のいわば「退職記念論文」となった⁽⁴⁾。

社会労働運動史論の立場から、50年前の学生運動が大衆運動としての性格を色濃く示していたこと、その大衆運動の記録と記憶が70歳を過ぎたかつての運動参加者たちによって大衆的に掘り起こされ、6冊本として刊行され、そのこと自体が一つの小さな社会運動になっていることについての報告が、私の「退職記念論文」の内容であった。

ところで、発表してから確認したのであったが、私の「退職記念論文」となった学生運動論のテーマは、実は、45年前、私が最初に発表した論文の内容を承ける形になっていたのである。私のパッケージ・プログラム「社会運動史研究の45年」における冒頭の一論は、ほぼ半世紀前の昔、当時、法政大学社会学部二部の一年生であった私が『東京大学学生新聞』に投稿した「懸賞論文」であった。その内容は、1950年の各大学における「レッド・パーージ反対闘争」を素材に学生運動の少数精鋭主義を批判する学生運動論となっていた⁽⁵⁾。今回、おそろおそろ45年前の一論に目を通してみたのであったが、その議論は、学生運動の大衆運動としての展開を求めるものとなっていて、「レッド・パーージ反対闘争」の「50周年」を記念する大隈会館の集会における私の報告と論旨の一致があり、私としてはほっとしたのであった。

自然発生的で自発的な大衆運動を積極的に評価するという私の「社会労働運動史研究の45年」を一貫して流れていた基本発想は、1950年前後の学生運動の経験を5年後の時点で総括した学生懸賞論文を起点とするものであったことがあらためて確認された。さらに、私のパッケージ・プログラム「社会労働運動史研究の45年」には、1956年の問題提起を確認する議論が2001年に再展開されるという「継続研究課題」の追究、すなわち「書き込み」の構造が組み込まれていることも確認された。

このところ、各地で、連続して、1950年代初頭の学生運動を記念し回顧する会合が持たれている。

(4) 「新憲法定着過程における大衆的學生運動—『早稲田一九五〇年史料と証言』(全6冊)刊行の意義—」法政大学社会学部紀要『社会志林』第47巻第4号、2001年3月。

(5) 「新しい学生運動の出発—社会主義運動と学生運動—」『東京大学学生新聞』(のち『東京大学新聞』)1956年11月15日。「東大5月祭」の懸賞論文応募作品であった。入賞作はなく佳作の拙論が発表され日高六郎氏の評を得た。なお、当時の私の学生大衆運動における私学の立場への固執は、そのまま、学生サークル活動論において、私学に発言の場を得た東大全学連の「出身」者が論じる「外部注入」論への反発となっていた。「従来の使命観は有害—増島・北川両先生の御意見によせて」『法政大学新聞』No/367,1958年5月12日付。

まず、1950年の「レッド・パーージ反対闘争」を記念する会合が、東北大学や早稲田大学の関係者によって2000年中にもたれた。その動きは波及し、2001年の「京大天皇事件」50周年を記念する東京と京都の会合となり、さらには、2002年の「第二次早大事件」50周年を記念する会合となった。刊行物も、私が「退職記念論文」で紹介した『早稲田一九五〇年史料と証言』（1～6号）のほかに、東大の『一九会文書』（1～6号）があり、京大天皇事件関係の『語る会の記録』（京都版）がつづいている⁽⁶⁾。さらに中央大学の『1950年記念写真集』の刊行が準備されている。

このような動きの中で、私は二度ほど、50年代学生運動について発言することになった。一度目は、「京大天皇事件」に関するシンポジウムの記録が東京の有志によって小冊子にされたときである。この小冊子の「解説」で、私は、天皇の京大「行幸」を「平和の歌」で迎えた京大生の動きが自然発生的で自発的な大衆運動であったことに注目した。また、京大同学会が発表した天皇への公開質問状の内容が、天皇制打倒の政治スローガンではなく、天皇に「貴方」と呼びかけ、天皇の人間の良心に訴える趣旨となっていたことについて積極的な評価を与えた⁽⁷⁾。

二度目は、これら1950年代初頭の学生運動を回顧する会合が開かれることの意味について見解を述べるよう求められたときである。私は、『週刊金曜日』誌におけるエッセイで、半世紀前の学生運動回顧が、わが「青春の回顧」としてだけではなく、当時の学生たちの状況に対峙した緊張感覚を今日の状況で再評価する「歴史感覚の確認」としてなされているとの論評を試みた⁽⁸⁾。21世紀初頭の状況が1950年代初頭の記憶を再現させているとする指摘である。

その際、1950年代の学生大衆運動の「歴史感覚」は、具体的には新憲法感覚の発露となっていて、その実態が、21世紀初頭の憲法体制危機の状況において回想される基因となっているとするのが私の理解であったが、そのような50年代学生運動の評価については直ちに反論が寄せられた。日本共産党学生細胞の「フラク活動」を見落としているとする反論である。この反論については、それはそうであるが、とする再反論がなされている。この論争に加えて、東大の全学連指導者集団から50年代学生運動総括の最終版と自認される回想実録が発表されて、50年代学生運動論の論議の区切りはつかない状態にある⁽⁹⁾。

私は、1950年代初頭の学生運動を改めて見直し、その自発的な大衆運動性を評価する中で、その後の1960年代、1970年代における学生運動も、ともすると「過激派」の街頭闘争に終わっているかのように見られているが、実はそうであっただけではなく、日本の現代史の基本動向の基底部分に組み込まれた歴史的な機能を発揮していたのではなかったかという再評価の問題意識を持つようになった。

そう思うのは私だけではないようである。学界の動向が、そうなっているのであった。歴史学研究会の2002年度の大会は、現代史部会で「1988年」を取り上げた。そこでは、日本における「学

(6) 1950年代初頭の学生運動の50周年にあたって2000年前後に開催された多くの集まりについては、岩垂弘氏の報告がある。『週刊金曜日』2002年7月26日。

(7) 拙稿「第一期全学連高揚の瞬間」、早稲田・1950年・記録の会編『いまあらためて問う戦争と天皇制』2002年刊、所収。

(8) 拙論「『青春の回顧』から新憲法感覚発露の確認へ」『週刊金曜日』2002年7月26日。前掲、岩垂リポートを受けた一論。

生反乱」期の「全共闘」運動を分析対象とすることは慎重に避けられていたが、たとえば、フランスの学生運動が情報管理社会の中核部分を揺るがした事例についての分析が試みられるなど⁽⁹⁾、新しい社会運動の担い手としての学生運動についての注目がなされていた。

つい最近のことであるが、私は日比谷公園で開かれたアメリカのブッシュ大統領によるイラク侵略戦争に反対する集会に参加した。2003年3月8日のことである。この集会があることは、一般紙の報道によってではなく、ピースボートのホーム・ページで知ることができた。50年も昔、当時の政治集会や街頭デモでお互いに腕を組んだことのある地方在住の古い友人を呼び出し、二人で日比谷音楽堂や日比谷公会堂の周辺をうろついた。私たち二人は、この日の集会の盛況ぶりと、集会の様相がかつての「デモ」とは異質のものになっているのに驚き、感銘を受けた。

70歳を過ぎた二人は、まるで「今浦島」であった。この集会には、中央に演壇があるわけではなく、壇上に各界の名士が並んでいるわけでもなかった。この集会には、アジテーションもなければ「国際学連の歌」もなかった。なにより、警官隊との激突がなかった。若者たちが、携帯電話で連絡をとりながら、グループで、カップルで、「No War」などと書いた手製のプラカードを掲げ、いずこからとなく集まって来て、太鼓や鐘の類の楽器を打ち鳴らして歌ったり踊ったり、やがてゾロゾロと「フリー・ウォーキング」なるデモ行進に移るといふ、それは一種の「お祭り」であった。私たち二人が日比谷公園の「3・8集会」に見出したのは、数万人の若者たちが構成する「無秩序の秩序」であった。二人はつぶやきあった。「政党も労組もないね」「デモはこういう形になったんだね」。

大衆運動の「機動戦」形態は「陣地戦」形態へ移り、今日では「情報戦」段階へ移行していると観測がなされている。「情報戦」の観測者によれば、2003年2月25日、国際ネットワーク・アンswerなどの呼びかけで、アメリカのイラク武力侵攻に抗議して立ち上がり、街頭に出た人々の数はローマ、ロンドン、バルセロナなどで総計1500万人に近かったという。「情報戦」段階の大衆運動は、パソコンと携帯電話によって組織され指導されているのであった。

(9) 『週刊金曜日』における論争については、同誌2002年9月20日付と10月18日付を参照。東大の『一・九会文集』（第6集）は2003年1月9日付であり、そこには力石定一「高校リベラリズムとマルクス主義のアマルガムに関するテーゼ」、犬丸義一・石井和夫「戦後初期東大学生運動史年表」の二点が収められている。東大の『一・九会文集』と早稲田の前掲6冊の資料集との違いは、東大の場合、大衆運動の記録と記憶がほとんど含まれていないことである。そのことに関連して、いみじくも力石論文が「いずれにせよ、一九五〇～一九五一年において東大共産党は、日本の戦後史の岐路の選択に関して重要な役割を果たしたのである。そのリベラリズムは、旧制高校的エリート意識をともなっていた。しかし、ノーブレス・オブリッジ（貴族の義務）を果たすことを一回も忘れることはなかったと思う」と語っているのが興味深い。付言すれば、大衆運動としての多様性を欠く東大の学生運動にあつては、その担い手における出身高校間の対抗意識からする隠微な葛藤劇が演じられていた。上記の力石回想が「旧制三高マインド」の一表出であつたとすれば、岡田裕之『我らの時代—メモワール：平和・体制・哲学』（時潮社、1999年）が「旧制一高マインド」の一表出となっている。なお、東大の『一・九会文集』には、「旧制水戸高校マインド」の表出もあつて、学生運動内部における出身旧制高校間の確執の貴重な記録となっている。

(10) 五十嵐仁「歴史学研究会2002年度大会『現代史部会』への感想」。同氏のホームページ「6月2日」の項を参照。

3 40年前の社民研究会

わが国における最初の社会主義政党である社会民主党の結党100周年が、2001年に多様な形で記念されることになった。『初期社会主義研究』誌の特集号が発行され、同志社大学、早稲田大学、法政大学で記念シンポジウムその他の会合が開かれた。それらの記念行事を通じ、私が抱き続けた一つの論点があった。それは、社会民主党の宣言でうたわれていた「社会主義を経とし、民主主義を緯とする」という社会民主主義の理念は、その後の日本の社会労働運動にどのような形で継承され展開されてきたのかということである。その答えは容易に見付けられなかった。

社会政策学会100周年記念大会に出席し、次いで、1996年1月に開かれた日本社会党の社会民主党への転換大会に出席し、私は、そこで1901年における社会民主党結党の意義がまったく検討されていないことに気付いた⁽¹¹⁾。私は、2002年5月、社会政策学会104回大会が開かれる機会に「20世紀・日本の社会労働運動—その記録と記憶の確認」をテーマとする分科会設定の案を提起した。その趣旨は、社会民主党の結党宣言を社会労働運動史100年において検証しようとするものであった。幸いにして、私の提案に何人もの方からの賛同と協力がえられ分科会は実現した。

目白の日本女子大学で2002年5月に開かれた社会政策学会104回大会の第9分科会における「20世紀・日本の社会労働運動」についての検討は、参加者は少なかったが、内容は多面的で示唆に富むものとなっていた⁽¹²⁾。主要な論点となったのは、日本の社会労働運動史における社会主義の動向をいかにとらえるかであった。過去100年の社会主義運動や労働運動における日本の社会主義を目指す懸命な試みにも拘わらず、社会民主党の指導理念への接近が効果的になされることはなく、むしろ逆に、社会主義と民主主義の乖離がすすみ、資本主義と社会主義の二つの体制の不毛な対立状況が深まっていたとの認識が新たにされた。1989年の「ベルリンの壁」解体に象徴される社会主義国家体制崩壊以降のヨーロッパにおける社会主義の社会民主主義への回帰傾向が注目されることになった。

このような論議との関連で浮上するのが、第一次大戦後に露呈した「社会主義の分裂」の問題であった。社会民主主義政党から共産主義政党が分立する「社民→共産」型の「社会主義の分裂」を経過してきた西欧の共産主義政党には、レーニン主義的社会主義の崩壊後、帰るべき故郷としてかつての社会民主主義の土壌があった。しかし、日本では、まず非合法共産党の結党があり、その後合法無産政党としての社会民主主義諸政党の結党がなされた事実経過があり、「共産→社民」型の分立経過が辿られたとする理解が通説となっている。この通説からすると、ざんねんなことに、日本の共産党には、「ベルリンの壁」解体後の状況で立ち返るべき母なる大地がないのであった。

分科会の総論的報告を担当した加藤哲郎氏は、日本においては「回帰する社会民主主義の本格的伝統」がなかったため、日本の社会主義の「賞味期限切れ」状態が出現していると指摘した。加藤氏によれば、日本の社会民主主義の底流は、社会主義政党の運動や組織ではなく、「社会をつく

(11) 拙稿「社会民主党発足大会傍聴記」『大原社会問題研究所雑誌』第451号、1996年6月、参照。

(12) 分科会の内容については、加藤哲郎「社会政策学会での『日本の社会労働運動』論議—栗木安延さんを追悼して」『アソシエ21：ニューズレター』2002年6月を参照。また、私の「座長報告」は、『雇用関係の変貌』（社会政策学会誌、第9号、法律文化社、2003年）に掲載。

る公共的記憶」に「経=社会主義」と「緯=民主主義」の「日本的織り模様」として見出されるのであった。

ところで、そのような加藤氏の明快な議論を聞きながら、私が司会者の席で思いだしたことがあった。それは、私のパッケージ・プログラム「社会労働運動史研究の45年」の中に、日本における「社会主義の分裂」は通説のように「共産→社民」型であったのではなく、西ヨーロッパにおけるような「社民→共産」型であったとする議論があったことである。もはや40余年前のこととなるが、1960年に、文部省の科学研究費を得て大原社会問題研究所の内部に社会民主主義研究会が編成された。活動期間は実質4年間であったと記憶する。私の日本における「社会主義の分裂」に関する通説と異なる理解は、この社民研究会の作業を通じて固められたものであった。

福本和夫の「分離・結合」論を、「まず社会民主主義と分離せよ。次に統一せよ」とする論理において理解するのが私の福本イズム理解となっていた¹³⁾。私によれば、福本イズムは必ずしも「セクト主義」ではなく、「分裂主義」でもなかった。1920年代初頭の日本の社会主義運動は、労働運動もふくめ、社会民主主義と共産主義が未分離のまま「統一戦線党」を現実課題として追求していた。社会主義同盟とか、政治研究会とか、農民労働党とかの動きがその具体的現れであった。秘密結社の組織方法で日本共産党の結党が試みられたことがあったが、結党直後、時期尚早として解党決議がなされるほど、第二インターナショナル的な西ヨーロッパ型の運動論と組織論が支配的な状況であった。そこで、福本の、まずは分離せよ、しかるのち結合せよとする議論が展開されたのであった。

この社会民主主義研究会で、当時、法政大学の大学院生であった私は、大原社研に所蔵されていた無産政党関係資料の整理を担当することになった。大久保にあった大原社研の土蔵から焼け残った資料を運び出して整理分析する作業には、まさに「蔵出し」を「吟味」する趣があった。私は、資料整理の現場を担当し、資料が語る「生の声」を聞くことによって、通説の通史理解に束縛されない歴史の息吹と脈動を感じとれたのであった。

日本の社会主義運動においては、1920年代の初頭にあって、第二インターナショナル型の組織と運動が支配的であったのであり、そこへ第三インターナショナルの動向が主として非公然の方法で持ち込まれたのであった。共産党の結党日と無産政党の結党日の前後関係を根拠に、日本においては社民政党の前に共産党があったのであり、ゆえに、社民政党は共産党の「離反者集団」であり「裏切り分子集団」であるとする講座派的運動史理解は事実認識としての確ではなかったのである。そのことを、私は社民研究会における資料整理作業を通じて確認することができた。そこで、私が提起したのが、「分離・結合」論を「統一戦線党」論として理解する「福本イズム」評価であった¹⁴⁾。

法政大学社会学部教授会には近江谷小牧（小牧近江）先生がおられた。大原社研の社民研究会の後、1960年代の半ばに、私は、『種蒔く人』前後について近江谷先生の回顧談をうかがう機会があったが、そこで紹介されたあるエピソードを思い出す。近江谷先生は、第一次大戦直後、外務省勤務の頃、堺利彦や山川均に「あなたは第二ですか、第三ですか」との問いを發しガクゼンとさせたとのことであった¹⁵⁾。あるいは、外務省の担当官から二枚の写真を示され、「どちらがレーニンで、ど

13) 「日本における『社会主義の分裂』と統一戦線党の確立」『歴史学研究』第322号、1967年3月。プログラム（冒頭の著作目録。以下同じ）③に輯録。

らがトロツキーか」と問われたことがあったともいう。第一次大戦直後の日本の社会主義運動は、さまざまな流派の未分解・未分離の状況にあったのであり、そのような第二インターナショナル型の組織と運動は、第三インターナショナル派の一元化志向にもかかわらず、戦間期における多元的社会主義の模索として日本の社会に根付いていた。戦間期において、無産政党諸党は議会政治への進出に成功し、議席率・得票率ともに10%という障地を構築していたのであり、そのような労働者農民の票を基盤とする新しい型の党の議会進出に私の無産政党論は注目するものとなっていた¹⁶⁾。

ところで、そのような私の無産政党の研究は、大原社研の豊かな資料によって支えられていただけではなかった。法政大学の大学院で、私は、中村哲先生、松下圭一先生、藤田省三先生などから強烈な知的刺激を受けることができた。学部のゼミの指導教授であった増島宏先生から「法政の大学院で学べば日本の政治学のトップ水準をフォローすることになる」という助言を受けた大学院進学であったが、この助言は適切であった。私は、法政大学大学院の学問的雰囲気の中にあつて、社会労働運動史としての無産政党論を実証分析と編年史記述の領域にとどめることなく、近代政党論における大衆政党論として模索する作業に取り組むことができた。

近代政党論の提起する今日的な課題として、大衆政治状況に対応する支部組織の充実度測定があった。いわゆる近代政党の大衆政党化測定である。私によれば、大衆政党の党構造を内在化するという意味における近代政党化に実績を挙げているのは保守政党ではなく無産政党であった。大衆政治に対応する支部組織の充実はどの党においても「見せかけ（sham）である」というL. ロウエルのテーマを、R. ミヘルスの経験的実証と社会学的考察を援用して突破し、ミヘルスのドイツ社民政党の分析を日本の無産政党の分析で裏付けるという議論が『労働運動史研究』に発表した修士論文となり、そこから派生した『思想』発表論文などの何点かになった¹⁷⁾。

今日、日本の社会主義運動が回帰すべき原点として戦前の政党政治に定着を見せた社会民主主義政党の土壌があるとする議論は、第一には、無産政党の帝国議会における実績として確定されることになるが、第二には、無産政党の大衆政党としての党構造分析において確認されることになる。無産政党は、M. ヴェーバーの言う大衆政党（マッセン・パルタイ）にほかならず、あるいは、個人加盟と集団加盟の競合する組織原理として、あるいは、党支部の組織化状況に具体化される党派

(14) 大原社研における社会民主主義研究会における私の研究内容については、いずれも無署名であるが、『昭和初期における社会民主主義批判（全2冊）』大原社研編、1960年、および「在米日本人社会主義者の機関誌『平民』について」『資料室報』大原社研、1962年12月、などを参照。大原社研の社会民主主義研究会で思い出されるのは、ある日のこと、研究会の席上へ浅沼稻次郎暗殺のニュースが飛び込んできたことである。故・大島清教授、故・田沼肇教授が愕然とされていた様子を末席にいた私は覚えている。どなたも口に出されなかったが、この事件で、社会民主主義研究の意義をあらためて確認されたのではなかったか。

(15) 小牧近江『ある現代史－“種蒔く人”前後－』法政大学出版社、1965年、p.72。

(16) 拙著『日本の社会民主主義政党－構造的特質の分析』法政大学出版社、1977年、「結び」参照。

(17) 無産政党を社会民主主義政党ととらえるだけでなく、近代政党である大衆政党としてもとらえる議論については、「日本労農党の構造的特質」『労働運動史研究』第32号、1962年7月。「政治研究会における『大衆政党』の構想」『社会労働研究』第17号、1964年12月。「無産政党の党構造」『思想』第502号、1966年4月、などとして発表する機会をえることができた。いずれもプログラム③に集録。なおこの時期、田口富久治氏の日本社会党分析が発表され、私はかなり刺激されている。

間の構造的差異において、近代政党の態様の基本パターンを提示しているのであった。

大原社研の原資料の山の中にあつて、ともすると、史料発掘と分析の作業に埋没しがちになる私であったが、その私が、多少なりとも政治学の学問分野における社会労働運動史論という緊張感を持続することができたのは、法政大学の大学院において学問的トレーニングを受けることができたからであった。大原社研といい、法大の大学院といい、私は恵まれた研究環境に置かれていた。

いつとはなく、私の「無産政党の時代」という把握は、「社会民主主義の時代」という認識へ、さらには、「大衆的議会制社会主義の時代」という認識へふくらんでいた。ようやく開花した政党政治の状況にあつて、離合集散と権謀術数に満ちた「昭和前期」の無産政党諸党であったが、そこにおける議会への進出と社会的地歩の確定こそ、「明治後期」の社会民主党における「社会主義を経とし民主主義を緯とする」指導理念の実現形態となっていたのではなかったかと、私は、比較的最近、気付いたところである。

もっとも、そう気付いた時点で日本の社会主義政党を見ると、民社党も日本社会党もすでに姿を消し、新生の社会民主党はいまや氣息奄奄という状態にあつた。「大衆的議会制社会主義の時代」の遺産を継承する社会民主主義の姿は日本の現状において見受けられないのであつた。いくつかの国際シンポジウムや学会の分科会では、ヨーロッパにおける新しい社会民主主義としての「第三の道」について活発な研究発表がなされ討議が交わされている。しかし、日本における「第三の道」の出現やその可能性について報告されている例は今のところほとんどないのではないか。

4 高野岩三郎論に還る

共同研究は楽しい。同じような問題意識で同じテーマに取り組み、分担した作業を積み上げて未開拓の分野を切り開いて行く充実感は、壁で仕切った枠の中の職人的作業からは得られないものである。協調会資料の復刻シリーズを進めるにあたって大原社研の内部で2001年に編成された「協調会研究会」は、梅田俊英氏、横関至氏、それに私という三人の小さな共同研究チームであるが、けっこう楽しく仕事を進めることができています。

大原社研の2001年7月と9月の月例研究会で、「協調会研究会」の報告が連続でなされた。報告内容は『大原社会問題研究所雑誌』で発表されている⁽¹⁸⁾。ところで、研究会で出された質問の中に、議論されたが明快な答えが出ないまま今後の検討にゆだねられた問題点があつた。

それは、戦時状況下に協調会とその周辺で取り組まれた国民生活調査と、戦後直後に東大社研などで取り組まれた労働組合調査との関係に関する疑問であつた。両者の間には断絶があるとする意見と、多少は継続していたとする説が分かれ、そのままとなつたのである。

ちょうど、その頃、社会政策学会の関東部会で山本潔氏の「戦後労働調査史」についての報告がなされるとのことであり、私は、立教大学において開かれたその部会に出席した⁽¹⁹⁾。大原社研の月

(18) 「特集：協調会の組織と調査事業」『大原社会問題研究所雑誌』第522号、2002年5月。なお『大原社研雑誌』における「協調会特集」はこれが二回目で、一回目は第458号、1997年1月。

(19) 山本潔氏は『日本の労働調査（1945～2000）・分析篇』を近刊予定であり、2002年7月の報告はその「予告編」とのことであつた。

例会で宿題になったままの問題について回答がえられないものかと期待したのである。残念なことに、関東部会の当日、山本氏に、その点について質問する機会を見失ってしまった。しかし、山本氏の報告から、私なりの理解においては、戦後の労働組合調査が戦前の生活調査の成果をほとんど視野に収めることなく取り組まれていたという事実経過を確認することができた。

東大社研を中心とする戦後の労働組合調査は、日本の労資関係の構造的特質の解明を目的となされていた。その際、労使関係は、「賃労働と資本」の関係においてとらえられていた。調査仮説の設定など、M. ヴェーバーやS. & B. ウェッブなどの調査方法論が視野に収められないわけではなかったが、少なくとも山本氏の場合は毛沢東の「湖南省農民運動調査」などの文献に刺激されつつ調査に取り組んだとのことであった。

山本氏の報告を聞いて私が理解できたと思ったことのポイントは、戦後の労働組合調査が、戦前の講座派的資本主義分析の復活とその成果の継承を意識してなされていたということである。労働者の状態を賃金と労働時間でとらえ、そうすることによって「原生的労働関係」であるとか「印度以下の低賃金」の実態を実証的に明らかにした講座派的機構分析の復活とその手法の継承にあると理解されていたということである。

戦時体制下に中断させられた講座派的日本資本主義分析の復活という課題を自覚する労働組合調査において、戦時下の生活調査の問題意識と方法論は、戦時社会政策論の「歪み」の証拠品でしかなかった。「歪み」は確かにあったであろう。戦時体制下の国民生活調査の目的は、協調会職員の水野順造によれば、「世界新秩序を樹立」するため国民生活の「正しい認識」を得てその「改善」「指導」「刷新」を図ることにあるとされていた²⁰⁾。これは一例で、他の調査を見ても、国民生活調査が戦時体制を充実し推進するための社会調査であることを標榜する姿勢に変わりはない。戦時下に弾圧され中断されていた日本資本主義分析の伝統の復活・継承を自覚する戦後の労働組合調査において、総動員態勢への積極的な協力を標榜した戦時社会政策論としての国民生活調査の実績が視野に収められることがなかったのは当然であったかもしれない。

しかし、協調会を労使協調機関とする通説の枠を越えて「社会政策の調査研究センター」であったとする把握を主張する立場からすると、戦時社会政策論切り捨ての視点には疑問を抱かざるをえない。国民生活調査に関して注目されるのは、標榜される「調査目的」のたてまえとは別に、実態として、かなり意欲的な「調査視点」が提起されていたことである。たとえば、戦時社会政策に社会政策の本質顕現を見ていた大河内一男によれば、「勤労生活の諸条件」とは別な地点に「個人の消費生活」領域があるのであり、社会政策の立論は、両者の「因果連関」を「観なければならぬ」のであった²¹⁾。

大河内は、一方で、金井延の蔵書の中に非公開の『職工事情』を見出し、農商務省による資本の本源的蓄積過程についての労働調査を高く評価するのであったが、他方で、かつての労働状態把握と異なる「調査視点」を生活調査論として提起し、地域と消費と家庭と文化の場における労働者生活の把握への取り組みを積極的に評価する姿勢を示していた。大河内その他による戦時体制下の生活調査論とその実績は、江口英一が指摘するように、戦後の社会調査の「布石」となっていたので

20) 水野順造『国民生活の分析』時潮社、1939年。

21) 大河内一男『戦時社会政策論』時潮社、1940年。

ある²²⁾。

戦後直後期の経済安定本部や労組全国組織の中軸となったメンバーの何人もが、戦時下の国民生活調査の実務経験者であった。稲葉秀三、勝間田清一郎などがそうであり、先に挙げた永野順造がそうであった。生活調査の視点と実績は、第二次大戦後、北海道大学教育学部に集まった江口英一や籠山京などによって継承された。しかし、東大社研を中心とする労働組合調査論からすれば、資本主義分析論としての経済学的立場への立脚を前提とすることのなかった籠山や江口の生活調査論、貧困調査論は「異端の学派」による作業と見なされていたようである。

山本潔氏の報告を聞いた帰り道、私は、大原社研の「協調会研究会」で、協調会の社会調査機関としての機能発揮に注目する分析を積み重ね、協調会とその周辺における生活調査の到達水準をフォローしてきた経過について、あれこれと思い出していた。その際、私が、ふと、思い付いたのは、第一次大戦後、社会調査の主流となった生活調査の起点としては、なによりもまず、1916年に実施された高野岩三郎の「東京に於ける二十職工家計調査」(月島調査)をより明確に設定すべきではなかろうかということであった。

『職工事情』のように、警察機構をふくむ行政機関末端からの行政報告を得て官庁統計を実態化するという「明治期」労働調査からの脱皮がようやく進行する過程にあって、1916年の「月島調査」は生活調査が派生する分岐点の位置にあったとする理解を私は持っていた²³⁾。しかし、それでは不十分であった。「月島調査」には、労働調査を生活調査に切り替える分岐点以上の積極的な方向付けの意義がふくまれていた。

大原社研の権田保之助が、「月島調査」を「近代的家計調査の嚆矢」と評し、「以後の諸調査はその延長、拡充とさへ目し得る」と位置付けた意味は、「月島調査」を「科学的調査」として評価したところにあっただけでなく、「月島調査」を旧来の労働調査水準から脱出した生活調査の「嚆矢」として位置づけるところにあったと理解されるべきであったのである。権田の評価を、そう理解することによって、ほかならぬ権田による「民衆娯楽の調査」が「月島調査」の後を継いで開始される文脈が読めることになる。

協調会が設立直後に行った常務理事・桑田熊藏の更迭は、社会調査機関としての協調会が、桑田が農商務省時代に編纂した『職工事情』に示されるような労働調査をそのまま踏襲することをしないとす姿勢の表明になっていた。協調会が取り組んだ最初の本格的な社会調査は、1921年の「俸給生活者・職工」の「生計調査」であったが、それは、5年前の高野の「二十職工」に対してなされた「月島調査」の手法を、標本数650世帯、家計簿記帳期間1年と拡大して踏襲するものとなっていた。

ところで、高野の「月島調査」に新たな照明を当てることは、高野の発想それ自体の再検討を試

22) 江口英一「労働と生活の全体的把握－戦後社会調査への布石－」『社会調査の水脈－そのパイオニアたちを求めて－』法律文化社、1990年4月。

23) 農商務省の「職工事情」から高野による「月島調査」を経て、準戦時体制下における協調会の「指導調査」が生まれ、戦時体制下における協調会周辺の「国民生活調査」にいたる経過の私なりのスケッチとして「協調会の調査事業」がある。『協調会史料／都市・農村生活調査資料集成』マイクロフィルム、柏書房刊、2001年、「解説・解題」に所収。

みることになる。高野は、権田の「月島調査」評価に対し「過当」であるとしながら、この調査が友愛会の協力を得てなされた点について「幾分の誇りを感じず」としていた。高野によれば、労働者の生活実態調査が、自覚ある労働者の自発性によって支えられ、家計簿記入という「記帳」の精神によって遂行されたことが「月島調査」の特徴なのであった。M. ヴェーバーが東エルベの労働者調査で提示した労働者の政治的成熟を求める視点と同じ視点を、ほぼ同じ時期に、高野は示していたことになる。

そうだとすると、私は、かつて、高野がローザ・ルクセンブルクとほぼ同じ時期に、あるいは、もしかすると多少先行する形で、社会労働運動史についての自然発生史論を展開していたとする分析を試みたことがあるが、私のパッケージ・プログラムにおけるそのような高野論が引照されることになる²⁴。高野は、高野房太郎と片山潜の比較において社会労働運動史論としての自然発生史論を展開していたが、自然成長史論ではなかったものであり、そうであったからこそ、高野の「月島調査」は労働者の生活実態照射だけでなく、政治的成熟の可能性を検証する社会実験ともなっていたのであった。

大原社研の社会民主主義研究会を舞台に構想した議論として、私は、1966年に、私の最初の高野岩三郎論を発表した。さらに私は、30年後の1997年に、再度、高野岩三郎論を試みた²⁵。私のパッケージ・プログラム「社会労働運動史研究の45年」に「上書」機能は備えられていないが、追加としての「書き込み」は許容される構造になっていたのである。私は、高野岩三郎について、今度は大原社研の協調会研究会の成果として、さらなる「書き込み」を加えることができればと思っている。

5 大山郁夫論に還る

共著を加えると、なんとか10点を越えた私の著作であるが、幸いにして版を改めたり絶版にしたりせざるをえなくなる著作はなかった。20世紀の後半、資本主義体制と社会主義体制の葛藤と収斂という社会労働運動史研究にとっては極めて深刻な対応課題に直面してきたのであったが、学問に志した当初、M. ヴェーバーの方法論を一応は通過していたので、状況に距離を置き、自己を相対化する姿勢は辛うじて保持し続けることができたということであろうか。

しかし、ほとんど学界の話題にならず、専門誌の書評欄に登場することもなく、著者の自己満足だけが残ったような著作が何点かあるし、そもそも、私の著作で増刷になった例は少ない。出版社と編集者には申し訳なかった。それでも、『文献事典』類に掲載の連絡があったり、目にふれた政治史・現代史関係の論文や著作の中に私の本が引用され付言されているのを見出したりする場合がある。その場合は、自分の研究活動が多少は評価されているのを知り満足であった。

24) 拙稿「二枚目のカードー労働組合期成会100周年シンポジウムの感想」『大原社会問題研究所雑誌』第474号、1998年5月。プログラム①に収録。

25) 拙稿「高野岩三郎『憲法私案』の社会運動史的背景」『社会労働研究』第27号、1966年9月。プログラム③に収録。拙稿「憲法理念から憲法政策へー高野岩三郎『共和国憲法私案』の再検討ー」『社会労働研究』第43巻第3・4号、1997年3月。プログラム⑩に収録。

『日本国憲法体制の形成』が青木書店から刊行されたのは1997年であった。この本については、私が知る限り、『歴史評論』誌で古関彰一氏が書評して下さった例があっただけである。自信作であっただけに、その結果は意外であり残念であった。しかし、私の問題提起が受け止められた場合もあったようで、一橋大学の渡辺治氏によって私の象徴天皇制論が検討され批判されている例を知って、私は大いに満足であった。さらに、私としてうれしかったのは、早稲田大学政経学部のメンバーを中心とする政治思想研究会が合評会を開いて下さったことである。

合評会があったのは、本が出た翌年の1998年であり、飯島昇藏氏が司会で、川岸令和氏と梅森直之氏が報告者となって下さった。若手の二人の鋭いコメントの内容を、私としてどの程度、確実に理解できたか、それには自信がない。ただ、その時の強い印象として残ったのは、研究会の席に藤原保信氏の姿を見ることができなかつた寂しさであった。

「ベルリンの壁崩壊」後の私の議論について藤原氏がどのように評するか、一度、伺いたかったが、それは叶わぬこととなっていた。私の藤原氏との交遊は、大山郁夫の研究を通じて30年を越えるものとなっている²⁶⁾。その藤原氏に、私は、ぜひとも、社会主義体制崩壊後の私なりの理論整理を批評してもらいたかったのである。国家社会主義体制の崩壊は、コミュニナリズムの理念にどのように反映するものとなっていたか、それを確認したいという思いもあった。

きわめて最近のことになるが、私は、飯島昇藏氏、川岸令和氏、梅森直之氏らの共同研究の成果である『憲法と政治思想の対話－デモクラシーの広がりと深まりのために』を手にすることができた。社会労働運動史と「憲政史」の接点をとらえるという議論からはじめて、日本国憲法の自生的要因を解明するという分析が私の『日本国憲法体制の形成』となっていた。そのような私の問題意識があったので、私より若い世代の研究者たちによって、より広い視野から「憲法と政治思想の対話」が語られるのを見るのは楽しい限りであった。

そもそも、私が法政大学大学院で指導を受けた中村哲先生の学問が、私に言わせれば「憲政史の学」であった。中村哲先生は、南原繁門下で丸山真男氏の一期上の研究助手であったとのことであるが、私には、中村哲先生は、南原繁の西欧政治思想より美濃部達吉の憲法学を意識的に継承されているように見受けられた。中村哲先生が美濃部達吉やイエリネックの名を口にすると、畏敬の念があふれているのを私は感じていた。中村哲先生が書き下ろされた『政治史』（日本評論社、1965年）は、「美濃部憲政史」そのものであった。

ずいぶん昔のことになったが、中村先生の『政治史』が刊行された直後であったと記憶するある日、中村先生から「大山（郁夫）さんはアメリカでどういう仕事をしていたのか」と質問を受けたことがある。私が、美濃部達吉『憲法精義』の英訳に取り組んでいたと答えると、先生は「大山さんが美濃部さんをね…」と、ちょっとこだわりを感じられるご様子であった。大山郁夫の政治学と美濃部憲法学との不適合性を思われたのであったろうか。

大山郁夫の在米時代における美濃部憲法学との遭遇の意味について、私が、社会労働運動史の視点に立って論じるのは、中村先生から質問を受けた20余年後のことである。『大原社研雑誌』に発表した「労働運動史と憲政史の接点」がそれであった²⁷⁾。

26) 大山郁夫研究との関係における藤原保信氏についての思い出は、拙稿「大山会の人たち」『早稲田 一九五〇年史料と証言』第3号、1998年12月、で述べた。

飯島昇蔵氏らによる『憲法と政治思想の対話』を見ると、第一論文となった梅森直之氏の論稿が、大山郁夫の美濃部『憲法精義』の英訳（約60パーセント終了）を検討し、大山郁夫の政治学における美濃部憲法学の受容を論じるものとなっていた²⁷⁾。さらに、梅森論文は、訳業後の大山が、日系移民の強制移住問題との関連で、憲法原理としての基本的人権観念に直面し、そこで「思想的革新」を遂げているとする分析を示していた。

かつての私の大山郁夫論は、エバンストン大学に亡命していた大山郁夫が、コールグローヴ教授を媒体に美濃部憲法学に立ち入ることによって、無産政党時代の議会政治評価の不十分さの「反省」をすることになったとするものであったが、そのような私の大山郁夫理解は、梅森論文によって乗り越えられていた。大山郁夫の政治学が、在米時代の「憲法との対話」によって「一種の転向」を遂げたとするのが梅森論文であった。

『憲法と政治思想の対話』の第二論文では、川岸令和氏が、美濃部憲法学における日本国憲法出現の事態への対応を論じていた²⁸⁾。枢密院で、日本国憲法案の採決のときに賛成の起立をしなかった美濃部達吉の、そのような憲法学の構造を分析する議論であった。それは、私などの場合、立ち入ることをしなかった美濃部憲法学の到達点となった戦後政治における新憲法原理との関係構築に関する論究であった。

美濃部は、彼の憲法解釈学を通じて、大日本帝国憲法を「リベラル・デモクラシーの基本法」とする理解に達していた。その美濃部にとって、敗戦は、大日本帝国憲法の「正常への復帰」の機会と受け止められた。しかし、敗戦は、ポツダム宣言の受諾となり、「革命的な憲法改変」となった。国民主権原理の確定は正統性に裏付けられない政治過程となっていて、美濃部としては「承認」できなかった。

美濃部が認めるのは、新しい憲法の「民定憲法」としての経過であり、そこにおける国民の「憲法改正権力」の掌握であった。美濃部は大日本帝国憲法「崩壊」後の正統性ある新しい憲法への移行は「二段階改正」過程において可能であるとしたのである。ポツダム宣言の受諾は、美濃部において「革命的な行為」であったが、それは川岸氏によれば「未完の憲法革命」にはほかならなかった。「憲法改正権力」の行使が第二段階の課題として残っているのであった。

第一論文担当の梅森氏が指摘するように、在米時代の大山郁夫の美濃部憲法学との「対話」が大山の新憲法体制への対応を準備するものとなっていたとすると、美濃部憲法学からする「未完の憲法革命」に、大山郁夫がどのように対応していたかについても検討を加えなければならないことになるであろう。その場合、大山郁夫が、国家法人説や立憲君主制論からする「未完の憲法革命」論で戦後民主主義に対応していた経過はなかったのであり、大山の美濃部憲法学との「対話」が状況への対応原理を導き出していたとは理解しにくい。ここで、私は、一点、『憲法と政治思想の対話』について質問点を見出したことになる。

27) 「労働運動史と憲政史の接点—一九三〇年代のある経験—」『大原社会問題研究所雑誌』第342号、1987年5月。プログラム⑩に輯録。

28) 梅森直之「『亡命者』の日本国憲法—大山郁夫の戦後思想をめぐって」飯島昇蔵・川岸令和編『憲法と政治思想の対話—デモクラシーの広がりや深まりのために』新評論社、2002年、所収。

29) 川岸令和「未完の憲法革命—新しい時代の幕開けと美濃部達吉」。同上、『憲法と政治思想の対話』所収。

大山郁夫と美濃部達吉との関係において、梅森見解と川岸見解との間にはさらなる検討課題が残されているのではなからうか。

日本国憲法の自生的要因を指摘する『日本国憲法体制の形成』の議論において、私がなによりも言いたかったことは、日本国憲法の形成過程において、森戸辰男が鈴木義男と協力して行った「政府案」の修正が、第25条・生存権規程の挿入に示されるように、戦前の社会労働運動史の営為の凝集点となっていることであった。

ところで、『憲法と政治思想の対話』の第三論文では、遠藤美奈氏が、貧困研究の最新水準をふまえた上で、森戸辰男の「健康で文化的な最低限度の生活」の理解について批判的分析を展開していた³⁰。森戸辰男の生存権規程の挿入という歴史経過にいまさらこだわることなく、現代社会の貧困を「社会的排除」としてとらえた上で森戸の生存権理解の限界を率直に指摘してみせる遠藤氏の議論は、私などにとって十分に示唆的であり啓発的であった。

遠藤氏によれば、森戸は、生存権規程を社会主義への「架橋」として評価していた。生存権規程を国民の最低生活保障権規定として生活扶助の内容においてとらえていた。そのような森戸の生存権規定の理解は、遠藤氏によれば、戦後日本の高度経済成長によって一挙に瓦解するものとなった。私には、遠藤氏のこの森戸理解については、教えられながらも異論を提起したいところがあった。

第二次大戦直後期における森戸辰男の生存権、労働権、そして社会化についての思想史的憲法原理的解明は、まことにブリリアントなものであった。この森戸の議論によって、日本における社会主義は国家社会主義ではない「社会」主義（ソシアリティ・イズム）を見出したのであった。「ベルリンの壁」以降においても、社会主義の可能性を追究する議論が、たとえば森戸の再評価によって可能ではなからうかというのが、私の感じた遠藤氏への異論であった。

ところで、遠藤氏は、第25条の理解を法の制定者の意図において理解する方法をとっている。そして、この遠藤氏の法の解釈の方法は、川岸令和氏が第二論文で示した方法と大きく違っていた。川岸氏は、美濃部憲法学理解にあたって、法の解釈はテキスト制定者の意図に優先するとして、美濃部の憲法変遷論に法理論的正当性を付与していた。川岸氏によれば、憲法第25条の生活扶助法的理解は、森戸の法の制定の発想がそうであったからそうなったのではなく、戦後直後の状況でなされた憲法第25条の解釈と運用として、そうなっていたのであった。遠藤氏と川岸氏との間の法の解釈の方法論の違いがあるのではないかという私の読みが、『憲法と政治思想の対話』について見出した私の第二の質問点となっている。

とりあえずは、以上が『憲法と政治思想の対話』の第一部「日本国憲法制定における新しい政治秩序の構想」を構成する三論文について私ができた理解の諸点であった。古い世代に属する自分の問題意識や議論の不十分さが、場合によっては誤りが、若手の研究者の議論によって乗り越えられ、踏み越えられて行くのを見るのは痛快であり、満足ですらあった。

ところで、大山郁夫の場合、新労農党における合法的大衆運動への取り組みに始まり、アメリカで遭遇した大衆的平和運動への反応を通じ、戦後の日本における大衆的平和運動の推進者的役割の達成にいたる特有の大衆運動への感性があった。大山は、早い時期における「初期ラスキ」の受容

³⁰ 遠藤美奈「『健康で文化的な最低限度の生活』再考－困窮者のシティズンシップをめぐる』同上、『憲法と政治思想の対話』所収。

者であり、美濃部憲法学との「対話」があったとしても、そのプルーラリズムにおける社会概念は、自発的な大衆団体の噴出を見て取る視点となっていた。大山郁夫に嚮導観念としてあったのは「社会」であって、国家ではなかった。大山も森戸とおなじように「社会」主義（society-izm）の人であった。

大山郁夫についての分析を何点か、私は1970年から1972年にかけて『大阪経大論集』に発表していた。その中に「戦後平和運動の原点－大山郁夫の場合－」があり、私が大山郁夫の「大衆」「平和」観念確立の意義を強調する根拠はその分析に置かれていた。ところが、最近、静岡大学の黒川みどり氏によって、私の古論文は反古紙となった。黒川氏は、大山郁夫や平野義太郎などの「大衆」「平和」観念が持つ「古典的」図式性が、丸山真男、鶴見俊輔、中野好夫などによって明らかにされた経過を、『世界』『平和』誌などの分析で明快に論じたのである³¹⁾。黒川論文では、私などがなしえなかった大山郁夫批判が、スターリン賞受賞問題などを含め、決然となされていた。私は、私のパッケージ・プログラムの立ち枯れ雑木性を認めざるをえないことになった。共同研究者であった「若手」によって自分の仕事乗り越えられていくのを見るのは爽快である。

6 現代史と大学史の接点

法政大学の『100年史』編纂から「120周年」事業までの期間であったので、少なくとも20年間になるが、この間、定年に至るまで、私は法政大学の大学史、図書館史、学部史の編纂作業に取り組んできた。大学史編纂は、本来の研究活動からすれば余分な仕事であったが、なぜか、この20年間の作業は私に徒労感を与えなかった。それは、この間、大学史編纂の仕事を本来の研究活動と一体化させることができたからであると思う。

大学史は、ある大学の学内行政史に止まることのない近・現代史の拡がりをもった領域であった。それは、文化史の奥行きを持ち、学問と思想の歴史という知的高みをたたえた研究領域であった。大学史についてのそのようなとらえ方について、私は、大学史編纂委員会の同僚であった飯田泰三氏（法政大学法学部）から多くを教えられた。飯田氏のように奔放な知的遊弋はできなかったが、私も、専攻する社会労働運動史における固定観念打破となる生の材料を獲得できる場として大学史編纂作業をせいぜい活用したつもりである。

たとえば、私の場合、最近では、法政大学の大学史と法政大学の社会学部史が交錯する地点に「親鸞をめぐる三木清と服部之總」なるテーマを見出していた。法政大学史における三木清の存在は重い。その三木の存在と法政大学社会学部史に浮上する服部之總の存在が接触する一点を求めると、そこに親鸞論があった。「親鸞をめぐる三木清と服部之總」は、定年後の私の継続研究課題の一つとなった。私は、このテーマについて、私が開催責任者となっている法政大学社会学部同窓会の「土曜セミナー」という小さな研究会で勉強を開始した³²⁾。

同窓会の有志とテキストを読んでいるうちに、私は、「親鸞をめぐる三木清と服部之總」という

31) 黒川みどり「戦後知識人と平和運動の出発」『年報 日本現代史』（第8号、2002年5月）。なお、黒川氏は早稲田大学の現代政治研究所における大山郁夫研究会のメンバーであり、『大山郁夫著作集』の共同編纂者であった。黒川氏の大山郁夫研究の集大成としては『共同性の復権－大山郁夫研究－』（信山社、2000年）がある。

テーマがさらにふくらんでいることに気付いた。三木清と服部之總の間に、やはり親鸞論をめぐる
てであるが、家永三郎氏が登場していたのである。家永さんは、服部の親鸞研究を高く評価する
評者として、服部の三木批判を後押しする形をとって現れてきた。私からすれば服部の三木批判は
「左翼無答責」論を前提としていたのであり、その方法論は、親鸞研究の内容確定のためにも検討
されるべき問題点となっていた。しかし、家永さんは、服部の方法論を問題にすることなく服部の
親鸞研究に高い評価を与えていた。

ここで、私は、私のプログラム・パッケージから旧著一点を引き出すことになった。私は、か
つて『民衆の側の戦争責任』（プログラム⑦）という一冊で、「家永さんは『戦争責任』という本の中
で民衆の無答責を主張しているが、それは問題ではないか」との疑問を提起していた。家永さん
が、服部の親鸞研究を評価するにあたって服部の「左翼無答責」論を見ごしたのには家永さん自身
に「民衆無答責」論があったからであり、「左翼無答責」論と「民衆無答責」論は同根の認識方法
になっていると私には考えられた（以下、敬称略で論じさせていただく）。

三木清の絶筆となった「親鸞」が唐木順三によって『展望』の創刊号に発表されたのは三木が獄
死した四ヶ月後の1946年1月であった。三木の死を知り、三木の絶筆となった「親鸞」に接した服
部は、直ちに親鸞研究を開始したのであったと思われる。三木の遺稿「親鸞」が世に出た翌年には、
服部によって「三木清と『親鸞』」が発表されている（『国土』1947年2月）。戦前の左翼全盛期に、マ
ルクス主義に接近した三木のマルクス主義理解の問題性を批判することによって「プロ科」や「唯
研」の中心人物となった服部であった。戦後の服部による三木の親鸞論批判は、三木の獄死の後も
服部の三木批判の立場が変わらないことを宣明するものとなった。

服部の親鸞研究は、『親鸞ノート』（国土社、1948年）にまとめられたあと、新版『親鸞ノート』と
『続親鸞ノート』となった（いずれも福村書店、1950年）。そして、服部の福村書店刊の二冊の本の序
文に、いずれも家永三郎を登場させ、服部の親鸞研究に対する学界の評価としたのであった。

服部の親鸞研究によれば、三木は、親鸞を「王法為本」の説において理解しているのであった。
さらに三木自身も、「仏法があるによつて世間の道も出てくるのである」と「世俗的調和の世界」
を繰り広げ、「諦観の境地」に達しているのであった。そして、三木のそのような親鸞理解は、服
部によれば、親鸞の「御消息集」の誤読によるものであった（福村書店版、p.29）。服部は、三木の親
鸞理解に異を唱えることによって、三木に対する再批判の立場を確定した。

ところで、服部の『親鸞ノート』（国土社版）に接した家永は、そこにおける服部の三木批判、す
なわち服部の親鸞文書の読みを正当であり画期的なものであると評価した。家永の書評によれば
（『読書倶楽部』1949年5月）、服部の研究は「親鸞の思想研究史上まさに画期的意義を有するものとし
なければならぬ」のであった。服部は、三木批判を再展開するにあたって、家永のそのような評
言を自著の序文に掲げ、三木批判再展開の有力な後押しとした。

32) 「親鸞をめぐる三木清と服部之總」をテーマとする小さな研究会における参加者の声については法政大学社
会学部同窓会『同窓会報』（第21号、2002年12月16日）を参照。そこで、私は、歴史学者として著名な服部之
總であるが、その社会学者としての側面に注目する必要があると発言している。なお、『法政大学社会学部50年
誌』（2002年刊）には「日本史家」としての服部に「訣れを告げようと思う」とする中筋直哉「服部之總『明治
の五十銭銀貨』再読」があつて注目される。

三木の親鸞文書の読みは通説に従うものであった。私なども通説でよいのではないかと思うのであるが、ここではその問題に立ち入らない。私がこだわるのは服部が示した三木再批判の方法である。服部が戦前の1920年代後半に『マルクス主義講座』で見せた三木批判は河上肇に与える三木の影響を切断するためであったと服部自身が認めているように、明らかなイデオロギー闘争としてなされていた。戦後直後期になされた服部による三木の絶筆に対する批判も、「農民のそば」からなされるものであるという階級的立場が強調されるものとなっていた。服部の三木批判にあたっては、つねに史的唯物論の立脚点が強調されているのであった。服部のマルクス主義を座標軸とする三木批判の方法は、服部の次のような言葉に端的に表明されるものとなっていた。

「私は近衛新体制時代昭和塾から刊行された一見して三木の筆になる一種の世界観を一読してゐた。それは一種の哲学的猿芝居であつた。」(p.8)

「彼は彼のつねに真実にして精力的だつた哲学的探求のコースにおける夏至点—マルキシズムへの最短距離から出発して、この冬至点に至つたのである以上、彼の出口は唯諦観の一途しかない。」(p.42)

「三木清の哲学の夏至から冬至への旅は、満州事変から太平洋戦争終戦の前年にいたる期間において営まれた。多くの思想戦犯を輩出させたその時機において、彼が激情を吐露して親鸞に触れ、悩んで諦観の道途に座したとして、何人が彼をせめうるだらう。」(p.42)

「彼が生き耐へて敗戦日本の大地に立つたとしたら、未定稿『親鸞』は書き改められたにちがひなく、彼の哲学的コースはこの冬至を去つて多産の春分へ、再出発したにちがひない。」(p.43)

このような服部による三木批判の論点については、まず、三木が親鸞論に取り組む思想的文脈に関する理解の不十分さが指摘されなければならないであろう。三木がパスカルを論じたアントロポロジー論展開の延長線上に、さらには「構想力の論理」展開を経た地点に三木の親鸞論は見出されるのであった。三木が「激情を吐露」して親鸞に触れたとか、「悩んで諦観の道途に座し…」とする服部の断定は、三木の思想的営みについて理解する姿勢を欠いた暴論でしかないであろう。

次に、三木の昭和研究会への参加については、同じく三木の思想史的文脈における「時務の論理」についての理解が必要であろう。三木の「時務の論理」を理解することなく、三木が昭和研究会で提示した「新日本の思想原理」としての「協同主義の哲学的基礎」について「哲学的猿芝居」であったと断定するのは、単なる決め付け以外のなにものでもないであろう³³。

しかし、私がここで問題にしたいのは、服部の三木哲学理解の内容ではない。服部が三木批判で示した特有な方法である。服部の三木批判は、マルクス主義への最短距離として「夏至点」を設定し、そこからマルクス主義に離反する距離を測定し、最遠隔の地点に「冬至点」を設定するという方法であった。しかも、「夏至点」と「冬至点」は平面上に設定されているのではなく、「夏至点」から「冬至点」へのコースは「諦観の道途」とされ、「冬至点」から「夏至点」へのコースは「多産の春分」への「再出発」とされていた。この二つの地点設定には、上位と下位の価値関係が含め

³³ 昭和研究会に法政大学関係者として参加したのは、三木清のほか、平貞藏、笠信太郎、中村哲、城戸幡太郎、小野武夫、友岡久雄などである。これらの人たちが近衛新体制で試みた政治的投機は、服部之總によれば「茶番」なのであった。

られていたのである。

さらに、私が問題としたいのは、「夏至点」と「冬至点」の上位・下位関係において「夏至点」からする「冬至点」に対する献身が当然のように求められ³⁴、左翼の極点である「夏至点」の要請によって生じた「冬至点」における犠牲については「夏至点」の側の政治責任を問わないとする「左翼無答責」の論理がそこにあったことである。

ある哲学者がいた。彼は、最初、非合法共産党へ資金援助を行って逮捕され、大学のポストを失った。友人達が代講を行って彼の生活を支えた。次に、彼は、警察から逃亡した「一人の共産黨員」へオーバー・コートを与えて逮捕され、今度は獄中で命を失った³⁵。そのような彼の死について「夏至点」とおぼしき地点から贈られた言葉は、彼が「生き耐へ」ていれば「彼の哲学的コース」は「再出発したにちがひない」であろう、とするものであった。服部は、三木が死にいたる経過について簡単に次のような説明を与えている。

「彼は捕らへられ、遂に日の目を見ず、戸坂潤と前後して、敗戦決定の前夜において獄中に斃死した。彼が捕らへられたのは、空襲を機会に警察から逃亡した友人である一人の共産主義者を、彼が一晩泊めたといふ事実、因縁をつけられたのである。」(pp.42-43.)

ここには事実認識の誤りがある。三木の死は敗戦後であった。そこで三木の死は悲劇性を増している。なぜ、三木を救出できなかったのか。しかし、いまは、それについても問わない。私は、服部が、三木の死の説明に続けて、三木の獄死について「彼にとっては偶然の奇禍であり……」としている点にこだわりたい。服部は、平然と、「冬至点」に立つ三木が「夏至点」に立つ「一人の共産主義者」に友情を示したために獄死したのは「偶然の奇禍」にすぎなかったと言い切っているのである。服部の三木再批判は、「一人の共産主義者」の無謀な行為のために逮捕され、書きかけのままとなって机の上に散乱していた三木の親鸞研究の原稿に対してなされた。

34) 松尾章一編「服部之總年譜・著作目録」(小西四郎／遠山茂樹『服部之總・人と学問』日本経済評論社、1988年、所収)によれば、服部が野坂参三のすすめで日本共産党に入党したのは1949年1月であったが、翌年の1950年1月には野坂の「自己批判(平和革命論)をきっかけ」として脱党届を出したとされている。服部の日本共産党との関係においては、1928年3月に「義兄の馬島儔に協力し、山本懸藏の国外脱出を成功させる。馬島をへて百円札一枚を山本に渡す」という経過が目されるべきであろう(同上、年譜)。服部の「夏至点」への接近は、山本懸藏や野坂参三への接近となっていた。その山本と野坂の関係とは、世界共産党内部における陰湿な確執の關係にほかならなかった(加藤哲郎『モスクワで粛清された日本人－30年代共産党と国崎定洞・山本懸藏の悲劇』、青木書店、1994年、参照)。戦後のある時点で、服部は馬島を通じ、山本や野坂が取り込まれた「スターリン粛清」について具体的な情報をえたのではなかったか。「夏至点」への接近が陽光の世界への接近ではなく、暗黒の世界への接近であったことを、戦後のある時点で、服部は悟らざるをえなかったはずである。三木の高倉支援という「夏至点」への接近が三木の「獄死」受難をもたらし、服部の支援による山本の「夏至点」への接近が山本に「粛清」受難をもたらした事態を服部はどのように受け止めたのであったろうか。

35) 刑務所における三木の最期について大内兵衛は詳しく語る。その詳しさが三木の死への追悼に止まらない三木を死に追いやった経過についての憤りを示すものとなっていた(「三木清君の死に方」『回想の三木清』三一書房、1948年)。豊島與志雄が「捕えられることになった事件そのものが、実につまらないものだった」と、短い文章の中で「つまらないこと」「実につまらない」と三度も言い切っているところにも三木の死の経過についての憤りの表明があった(同上)。

その服部の三木批判において、服部は、国家権力による「必然の暴状」を指摘することはあっても、三木の親鸞論を途絶させた「一人の共産主義者」の責任を問うことはしないのであった。服部は名を出さないでいるが、「一人の共産主義者」とは高倉テルのことである。高倉自身は、三木の死について「一人の共産主義者」としての責任を認めている³⁶⁾。

家永が服部の親鸞研究に高い評価を与えたのは服部の親鸞文書に対する読みに対してであり、親鸞の家族に関する実証的研究に対してであった。必ずしも、服部の学問と方法のすべてに対してではなかった。したがって、家永の服部の親鸞研究に対する評価が、服部によって服部の三木批判展開の書の巻頭に掲げられたのは家永にとって不本意であった。家永は、服部についての「思いで」として、「方法論も専門領域もまったく異なるのに、服部さんの著書の序文のなかで学問的な交流をとげた、というのは、実に奇縁というほかありません」と述べている³⁷⁾。しかし、服部との間の「学問的な交流」を否定するこの家永の抗弁は不十分である。

家永による服部の親鸞研究評価は、服部の三木再批判が「夏至点」からする「冬至点」への見下しとなり、「左翼無答責」論に立脚していた方法論的前提を不問に付していた。それは、私に言わせれば、家永における「民衆無答責」論と服部の「左翼無答責」論が関連し合体する構造があったからであった。家永と服部の間には、日本の進歩派に特徴的な「民衆と左翼への批判」をタブーとする姿勢が底在していた。家永の服部に対する「異」の申し立てには、家永と服部の間に共通する「民衆と左翼への免責」構造についての切り込みが欠落していた。

最近、私は家永についての克明な研究文献に接することができた³⁸⁾。それによれば、家永は、親鸞の悪人正機説の社会的基礎は、服部の言うように「百姓」層に求められるのではなく「武士階級」の宗教生活の展開過程に求められるとして、服部の史的唯物論を機械的に適応する親鸞論を批判していた。それだけではなく、家永は、日本共産党について、戦争の惨禍を少しでも少なくするために「最大限可能な戦略戦術が考察され実行されたかどうかきびしく自己批判する責任は残るのではなからうか」と、丸山真男の日本共産党に戦争責任覚をもとめる見解に同調していた。家永は、服部が示した「左翼無答責」論から脱出していたのである。

しかし、家永と服部の間に共通する「民衆と左翼への免責」という基本的立場は、日本の社会派知識人に特徴的な「進歩派選良の使命感」の底在からもたらされる姿勢であった。民衆と左翼を擁

36) 高倉テルは三木の遺児である洋子に「自責の苦しみは、おそらく私の死ぬまで、きえますまい」と述べている（上掲『回想の三木清』p.33.）。法政大学図書館蔵「服部文庫」で『回想の三木清』を見ると、上記引用箇所には、おそらくは服部の手によるものと思われる傍線が引いてある。

37) 前掲『服部之總・人と学問』pp.137-138。服部の没後30年記念の講演の一つに、中村政則「服部史学からうけつぐもの」があった。同書、所収。中村の記念講演は、従来の「服部史学」の評価は服部の宗教論＝親鸞論を見落としているとする滝沢秀樹「服部史学についての覚え書」（『歴史学研究』1973年4月）の批判に応じてなされた「服部史学」の再評価論であった。中村の記念講演は、滝沢論文が提示する服部における「内なる三木との闘い」は釈然としないと斥け、服部の親鸞研究は「服部の天皇制研究と内面的にむすびついていた」とするものであった（p.46.）。だが、滝沢論文によれば、服部は「突然の死」の前に大塚久雄に心情を吐露しているが、その心情とは、信仰とイデオロギーの葛藤からもたらされる「陰影」であり「屈折」であった。

38) 田口富久治「家永三郎の＜否定の論理＞と丸山真男の＜原型論＞」（立命館大学『政策科学』10巻2号、2003年1月）

護する進歩派の立場は民衆と左翼の欠点を批判しない立場であるとする「進歩派選良の使命観」が民衆に対して発揮されるとき、それは「民衆無答責」論となり、左翼に対して発揮されるとき、それは「左翼無答責」論となる。家永は、「左翼無答責」論から脱出したとしても、私が知る限り、「民衆無答責」論については頑なな保持者としての立場を変えることがなかった。

家永先生に私はお会いしたことがない。先生から、手紙と電話を何回か頂戴したことがあるだけである（ここでは、先生と呼ばせていただく）。私の『日本国憲法体制の形成』（プログラム⑩）をお届けしお目にかけたとき、手が不自由で手紙を書けなくなったとのことで丁寧な電話を頂戴した。それは1997年秋のことであったと思う。私は、機会があったらと用意していたある質問を先生にぶつけた。大日本帝国憲法の形成過程にあつては私擬憲法が70点も出現していたのに、日本国憲法の形成過程にあつては各種憲法私案が10種類ほどこしか発表されなかった経過について先生はどう考えておられるか、というのが私の質問であった。いまでも、電話口に聞こえてきた先生の声と口調を覚えているのであるが、先生の答えはこうであった。「それはね、高橋君、日本の民衆はね、戦時下にですね、もはや声を上げることができなくなるところまで痛めつけられていたからなのです」。この先生のご意見に反論する機会はないまま、2002年11月、私は先生の訃報に接した。

私の旧著『民衆の側の戦争責任』（プログラム⑦）は「民衆無答責」論を追究し、旧著『左翼知識人の理論責任』（プログラム⑨）は「左翼無答責」論を追究するものとなっていた。私は、「親鸞論をめぐる三木清と服部之總」なる分析テーマの所在に気付くことによって、「君主無答責」に起点を置く「民衆」と「左翼」の「無答責」（Unverantwortung）という政治責任倫理の欠落構造の追究が社会労働運動史ならではの日本の思想史への接近になっていることを確認できたと思っている。

おわりに

振り返って見ると、私のパッケージ・プログラム「社会労働運動史の45年」で、問題点の所在に気付きながら真正面からの取り組みが避けられ、今日にいたるまで、その周辺の論点整理の積み上げに終わっている重要な検討課題があった。それは、日本国憲法の改正問題である。今日、護憲か、改憲か、大きな選択肢が提示されているが、この問題への対応が二者択一ですまされるほど単純な問題でないことは確かである。護憲的改憲があり、改憲的護憲があり、憲法改正問題は、憲法解釈学を越えた憲法政策論となっている。

憲法政策論としての憲法改正問題は、憲法学や政治学の対象であるにとどまらず、社会労働運動史における今日の状況との接点としての重みを示している。社会労働運動研究が積み上げた研究成果の今日的な凝縮点として、憲法改正問題への対応がある。大日本帝国憲法は、19世紀の末から20世紀の半ばまで58年間にわたって基本法として機能してきた。日本国憲法は、20世紀の半ばから21世紀の初頭まで56年間にわたって、いわゆる戦後民主主義体制の骨格としての有効性を発揮してきた。日本における100年を超えた議会政治定着の歴史を日本の社会運動と労働運動の場から評価するならば、日本国憲法の今日的な展開を模索する政策課題が社会労働運動史論に課せられていることを認めなくてはならない。

日本の議会政治の歴史は、三つの世紀にまたがる二つの憲法典の変遷過程となってきた。日本の

社会運動と労働運動は、そう意識されたか否かは別として、議会政治をめぐる憲法変遷に対応する憲法政策展開の過程となっていた。日本国憲法の場合、20世紀後半以降における変遷過程は、一字一句、変更されることのなかった憲法典と、日米同盟条約を軸に次から次へと積み重ねられる憲法修正条規との間の緊張関係を内実とするものとなっていた。憲法改正問題とは、社会と労働の領域においても、憲法典と日米同盟条約という異質の法原理の確執構造に直面する憲法政策的対応にほかならなかった。

私のプログラム・パッケージにおいては、日本国憲法の自生的要因を分析するにあたって、第9条の生成過程をとくに重視しないという判断が示されていた。日本国憲法の形成過程で確定可能な構成原理として重視されるのは生存権規程を軸とする社会権原理であるという判断が示されていた（『世界』1995年6月掲載の拙稿参照）。あるいは、ロナルド・ドーア氏によって『朝日新聞』（1992年6月12日付）の「投書欄」でなされた「先手を打って…憲法改善を提案」せよとする第9条修正案への注目を行っていた（「憲法原理の再構成」⑨所収を参照）。さらには、社会民主党の土井たか子氏へ「第9条よりは第25条ではないか」と提言し、土井氏から「でもやはり第9条です」と反論されていた（『社会新報』2000年4月5日、参照）。しかし、いわゆる憲法改正問題についての真正面からの明確な発言を避けるのが私のスタンスであった。

ジョン・ダワー氏の『敗北を抱きしめて』（*Embracing Defeat*）が三浦陽一氏ほかによって岩波書店から訳出されたのは2001年であった。第二次大戦における軍事的敗北と占領を、日本の社会は単にアクセプトしたのではなくエンブレイスしたのであるとするダワー氏の戦後史理解は、日米同盟についても、その内容を軍事的従属関係に終わらせない受容として対応する英知が発揮されるであろうとする知日派のメッセージになっている。少なくとも私にはそのように読めた。それは、ロナルド・ドーア氏の提言に続く示唆的な発言であった。

憲法改正問題は、解釈改憲という憲法典修正の地均し段階を終え、いまや議事日程化されつつあると見るべきであろう。衆議院と参議院による憲法改正問題委員会の論議は、この数年の間に終結させられる予定である。私の憲法改正問題に関する論点整理の作業も、そろそろ終わらせなければならぬ段階に到達しているのであった。

（たかはし・ひこひろ 法政大学名誉教授）

（求められるままに、以上の一文を『大原社研雑誌』の編集部へ提出したのは2003年5月であったが、「編集の都合」で掲載が遅れ、今日にいたった。この間に、私は自分を語る気力を喪失している。しかし、ここにおける問題提起を前提にしないとこれからの議論がしにくくなると思われる論点が一、二、この一文に含まれている。それで、若干の字句の修正を加えたほかは旧稿のまま、あえてこの時点での掲載をお願いすることにした。）